

令和5年度

介護保険

ポケットガイド

保険証と一緒に
保管してください



もくじ

介護保険のしくみ	3
保険料について	5
要介護認定について	10
介護保険サービスを利用する時や見守りなど 高齢者に関する総合的な相談窓口	11
介護保険サービスの種類・内容	12
介護保険サービスの利用者負担	16
利用者負担の軽減制度	17
お問い合わせ先	19

神戸市介護保険課

介護サービスの 利用に向けて

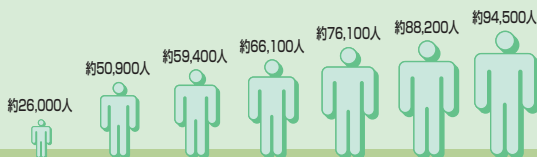
介護保険は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になっても、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送っていただくための制度です。

それぞれの能力を活かし、自立した日常生活を支援する観点から、必要な介護保険サービスが提供されます。サービスの利用にあたっては、ご自分でできることはしていただくことが原則となります。

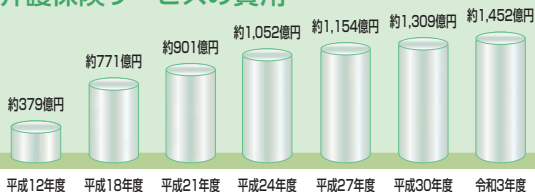
豊かで、安心な老後に向けて、この介護保険をより良い制度に育てていくため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

神戸市の状況

介護を必要とする方の数



介護保険サービスの費用



介護保険のしくみ

国・県・神戸市

公費(税金)



介護サービスを利用するとき費用の1割(一定以上所得者は2・3割)を支払い

保険料

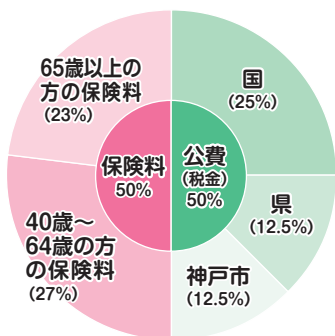


加入者が介護サービスを利用したときに費用の9割(一定以上所得者は8・7割)を支払い



内訳

- 施設サービス等、一部のサービスについては、国が20%、県が17.5%の負担割合になります。
- 「65歳以上の方」と「40～64歳の方」との間の保険料負担比率は、全国的な人口比率により定められています。



介護保険に加入する方※

- ①65歳以上の方（第1号被保険者）
- ②40歳～64歳の方で医療保険（職場の健康保険、国民健康保険など）に加入している方（第2号被保険者）

※法律により加入が義務付けられています

介護保険の保険証（被保険者証）

65歳以上の方全員にお渡しします。これから65歳になる方には、65歳になる月の前月（1日生まれの方は、前々月）に、本人あてに郵送します。

40歳～64歳の方で医療保険に加入している方は、お住まいの区役所・北須磨支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）で交付申請していただいた場合にお渡しします。

記載内容に間違いがある場合や、ご不明な点があれば、お住まいの区の区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にお問い合わせください。

介護保険被保険者証	
番号	
姓・名	
住所	
生年月日	性別
交付年月日	
国庫番号 並びに国庫 費の負担率 （付）	
神戸市	

保険証を使うとき

- 介護が必要になって要介護（要支援）認定の申請や介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下、事業対象者）の申請を行うとき
- 介護保険サービスを利用するとき
- その他各種申請・手続き（高額介護サービス費の支給申請など）を行うとき

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

保険料の 決め方

65歳以上の方の保険料は、神戸市で3年間に必要な介護保険サービス費用の見込みから算出された「基準額」をもとに定められています。令和3年～令和5年度の基準額(第5段階の額)は、年額76,800円です。

注 実際に納めていただく年間保険料は、10円単位になります。(10円未満は切捨て)

保険料段階	対象者		1人あたりの 年間保険料
第1段階 (基準額×0.25)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 (世帯全員が市民税非課税)		19,200円
	本人が市民税非課税	本人の公的年金等の 収入金額*1と合計所得 金額*2の合計が80 万円以下	
本人の公的年金等の 収入金額と合計所得 金額の合計が80万 円超120万円以下		34,560円	
本人の公的年金等の 収入金額と合計所得 金額の合計が120万 円超		53,760円	
第4段階 (基準額×0.9)		本人の公的年金等の 収入金額と合計所得 金額の合計が80万 円以下	69,120円
		本人の公的年金等の 収入金額と合計所得 金額の合計が80万 円超	76,800円
第6段階 (基準額×1.1)	本人が市民税課税	合計所得金額が 120万円未満	84,480円
第7段階 (基準額×1.15)	本人が市民税課税	合計所得金額が 120万円以上190万 円未満	88,320円

第8段階 (基準額×1.45)	本人が 市民税課税	合計所得金額が 190万円以上290万 円未満	111,360円
第9段階 (基準額×1.65)		合計所得金額が 290万円以上400万 円未満	126,720円
第10段階 (基準額×1.7)		合計所得金額が 400万円以上500万 円未満	130,560円
第11段階 (基準額×1.75)		合計所得金額が 500万円以上600万 円未満	134,400円
第12段階 (基準額×2)		合計所得金額が 600万円以上700万 円未満	153,600円
第13段階 (基準額×2.1)		合計所得金額が 700万円以上800万 円未満	161,280円
第14段階 (基準額×2.3)		合計所得金額が 800万円以上1,000 万円未満	176,640円
第15段階 (基準額×2.5)		合計所得金額が 1,000万円以上	192,000円

※1 公的年金等の収入金額とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。

※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、雑損失、繰越損失は含みません。なお、介護保険では、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除（ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする）した額で合計所得金額を算定し直し、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、さらに特別控除額を差し引いて算定します。

※注 第1～第5段階については、※2に租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

保険料のお知らせ・納付

保険料のお知らせ

保険料は前年の所得などを基に算定し、6月に「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」を郵送します。

○年度の途中で新たに第1号被保険者の資格を取得された場合や、保険料段階が変わった場合は、6月以外にもお知らせを郵送します。

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収の2種類

どちらの納め方になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

特別徴収 年金からの引き去り

【対象】老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
(複数の年金がある場合はひとつの年金が18万円以上)

○年金支払月(4・6・8・10・12・2月)に年金から引き去りされます。

○年度途中に市外から転入された方や65歳になられた方は、一定期間、普通徴収で納めていただいた後、年金からの引き去りが始まります。

普通徴収 金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付

【対象】老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方

○年間保険料を6月から翌年3月までの毎月(年10回)に分けて納めていただきます。

<よくある質問>

Q.保険料はいつから納めるの？

A.神戸市の第1号被保険者になった日(神戸市へ転入した日・65歳の誕生日の前日)の属する月の分から、保険料を負担していただきます。最初の納付時期は第1号被保険者になった日の属する月の翌月(翌月が4・5月の場合は6月)です。

保険料の滞納にご注意ください

介護保険は、支え合い・助け合いの制度として、被保険者のみなさんに保険料をご負担いただく社会保険です。保険料を滞納されますと、滞納期間に応じて次のような措置（給付制限）がとられます。

⑨ 滞納保険料には延滞金が増算されます。

⑩ 滞納が続くと、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

保険料を1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担していただき、後ほど申請して9割（または8～6割）分の払い戻しを受けることとなります。

保険料を1年6か月以上滞納すると

払い戻しされる額のうち、滞納保険料相当額の支払いが「一時差し止め」られ、以降も保険料を納付しない場合は、滞納保険料に充当されます。

保険料を2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際の負担割合が通常1割または2割の方は、未納期間に応じ3割、通常3割の方は未納期間に応じ4割となる措置（給付額減額）がとられます。さらに、高額介護サービス費の支払いおよび食費・居住費（滞在費）の負担軽減を受けることができません。

現在、サービスを利用していない方でも、将来的にサービスを利用する際に3割または4割の自己負担となります。

保険料の減免制度

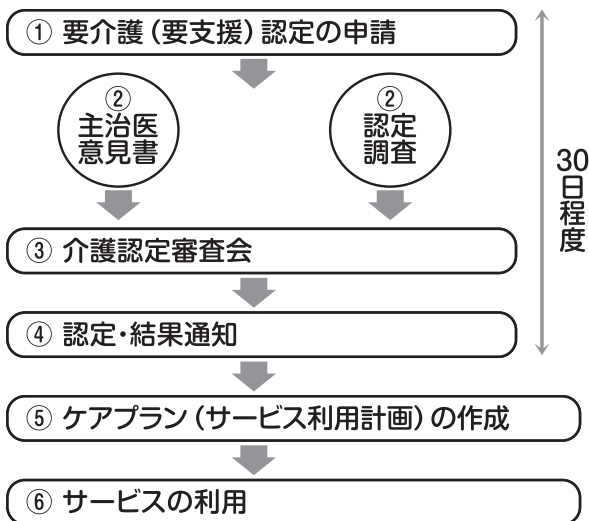
該当すると思われる方は、お住まいの区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。

	減免の対象となる方	減免の内容
1	保険料段階が第1～3段階で、生活が困窮している方（生活保護受給者を除く）	第1段階の半額の保険料相当額に減額 又は 第1段階の保険料相当額に減額
2	保険料段階が第4～15段階で、失業・退職などにより本人や家族の所得が大幅に減少する方	所得減少の度合いなどに応じて、保険料の0.9割～8.7割を減額
3	災害により被害を受けた方	被害の程度に応じて、保険料の3割から10割を減額
4	刑事施設などに収監された方	収監期間に応じて保険料の全額を免除
5	第2・3段階の「神戸市在日外国人等福祉給付金」受給者	第1段階の保険料相当額に減額

サービスの利用は 要介護(要支援)認定から

介護保険サービスを利用するためには、まずは申請して、「介護や支援が必要である」との認定を受けることが必要です。要介護度は、介護の必要性に応じて「要介護1～5」「要支援1・2」があります。

○総合事業のサービス(P14.15)のみ利用の場合は、基本チェックリストにより「事業対象者」に該当した方も利用できます。



まずは、「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター」や区役所(支所)保健事業・高齢福祉担当にお問い合わせください。

交通事故にあわれた方

交通事故など第三者による行為が原因で、介護保険サービスを利用する場合や、サービスを追加する場合は、利用手続以外に「第三者行為による傷病届」等の書類の提出が必要です。お住まいの区役所・北須磨支所介護医療係(北神区役所は市民課窓口係)にお問い合わせください。

介護保険サービスを利用する時など 高齢者の介護などに関する相談窓口

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

あんしんすこやかセンターは神戸市が設置する高齢者の介護などに関する相談窓口です。

また、要支援の方や支援が必要になるおそれのある方が介護保険サービスを使えるように調整します。

お住まいの地域により担当するセンターが決まっています。



あんしんすこやかセンター

主な業務

介護保険の利用に関する相談
高齢者虐待や消費者被害等の相談
介護予防に関する相談など



えがおの窓口（指定居宅介護支援事業者）

えがおの窓口は、介護が必要な方（主に要介護の方）が介護保険サービスを適切に利用できるよう、様々な手続きや連絡調整を行う事業者です。



介護保険
えがおの窓口

あんしんすこやかセンター、えがおの窓口の問い合わせ先は「神戸ケアネット」をご参照いただくか、各区役所（支所）・神戸市介護保健課へお問い合わせください。



介護保険サービスの種類・内容

各サービスの詳しい内容については、あんしんすこやかセンター等にお問い合わせください。

「要支援1・2*」「要介護1～5」の方が利用できるサービス

※要支援1・2の方は一部ご利用いただけないサービスがあります。

自宅で利用するサービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
要支援1・2の方は総合事業（P14）
- 夜間対応型訪問介護
要介護1～5の方のみ
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
要介護1～5の方のみ
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

施設に通って利用するサービス

- 通所介護（デイサービス）
要支援1・2の方は総合事業（P14）
- 地域密着型通所介護
要介護1～5の方のみ
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）

短期間入所して利用するサービス

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）

その他のサービス

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
要支援1の方はご利用いただけません
- 看護小規模多機能型居宅介護
要介護1～5の方のみ

「要介護1～5」の方が利用できるサービス

施設サービス（介護保険施設）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
新規入所は、原則「要介護3～5」と認定された方
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院（介護療養型医療施設（療養病床））

「要支援1・2」「事業対象者」の方が利用できるサービス

市町村が地域の実情に応じた取組みができる「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。

総合事業の訪問型・通所型サービスは、要支援1・2の方に加えて、あんしんすこやかセンターで実施する基本チェックリスト（※1）により、「事業対象者（※2）」に該当した方もご利用いただけます。

- 要介護認定の結果が非該当の方も、基本チェックリストを受けられます。
- 基本チェックリストについては、あんしんすこやかセンターにご相談下さい。

※1 基本チェックリストとは…

生活機能等の状態を確認する25項目の質問票

※2 事業対象者とは…

基本チェックリストにより、生活機能等の低下がみられた方

自宅で利用するサービス （総合事業の訪問型サービス）

● 介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行います。

● 生活支援訪問サービス

市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、生活の援助を行います。

● 住民主体訪問サービス

NPO法人等のボランティアにより、掃除、買い物等の生活の援助を提供します。

※事業対象者、要支援1・2のときから継続して利用される方も対象
（住民主体訪問サービスに限る）

施設に通って利用するサービス (総合事業の通所型サービス)

●介護予防通所サービス

デイサービスセンター等で、食事の提供、機能訓練等を提供します。

●フレイル改善通所サービス

フレイル改善のための栄養（食・口腔）、運動、社会参加をバランスよく取り入れた原則6か月間のプログラムを提供します。

65歳以上の高齢者の方が利用できるサービス

一般介護予防事業

●地域拠点型一般介護予防事業

地域福祉センター等で、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供しています。

●KOBESニア元気ポイント

介護施設などで花の水やりや掃除・消毒などをすると、換金できるポイントがもらえる制度。説明会への参加が必要です。詳細についてお知りになりたい方は



【問】KOBESニア元気ポイント事務局（☎335-6543）

また、地域にはサロン、体操教室等自主的に運営されている気軽に立ち寄れるつどいの場があります。詳細については、あんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

介護予防とは

いつまでも生きがいや役割を持って、素敵な人生を送るコツ。それが「介護予防」です。介護予防について、お知りになりたい方は「介護予防・フレイル予防応援サイト」へ



介護保険サービスの利用者負担額

サービスを利用した時の利用者負担

介護保険サービスを利用したときは、原則としてサービスにかかった費用の1割（または2・3割）を利用者が負担します。残りの9割（または8・7割）は、保険者（神戸市）が事業者に支払います。なお、施設サービスを利用する際等の食費・居住費・日常生活費等は、原則として利用者が負担します。

介護保険の負担割合証

負担割合が記載された負担割合証が発行されます。

介護保険のサービスを利用するときには、保険証（被保険者証）とともに負担割合証の提示が必要です。

負担割合証



負担割合の判定基準について

下記以外の方	1割
第1号被保険者本人が市民税を課税されており、その合計所得金額 ^{※1} が160万円以上で、 本人と世帯内の他の第1号被保険者の「公的年金等の収入金額 ^{※2} 」と「その他の合計所得金額 ^{※3} 」を合算した額が346万円以上（世帯内に他の第1号被保険者がいない場合は280万円以上）の方	2割
第1号被保険者本人が市民税を課税されており、その合計所得金額 ^{※1} が220万円以上で、 本人と世帯内の他の第1号被保険者の「公的年金等の収入金額 ^{※2} 」と「その他の合計所得金額 ^{※3} 」を合算した額が463万円以上（世帯内に他の第1号被保険者がいない場合は340万円以上）の方	3割

※1・2 P6参照

※3 合計所得金額（P6参照）から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いた額

利用者負担の軽減制度

詳しくは、お住まいの区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。

高額な利用者負担の軽減

利用者負担額が高額になった場合の一部払戻し

1か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えるときには、申請により「高額介護サービス費」としてその超えた額が支払われます。（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額になります。）

<高額介護サービス費の利用者負担上限額（月額）>

対象者	利用者負担上限額
(1) 生活保護受給者	個人 15,000円
(2) 世帯全員が市民税非課税の方	世帯 24,600円
①本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
(3) 世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円未満（年収が約770万円未満）の方	世帯 44,400円
(4) 世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円以上（年収が約770万円～約1,160万円未満）の方	世帯 93,000円
(5) 世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が690万円以上（年収が約1,160万円以上）の方	世帯 140,100円

第2号被保険者のみの世帯の利用者負担上限額は、(1)～(3)のいずれかとなります。

介護と医療の負担が高額になった場合の一部払戻し (高額医療・高額介護合算制度)

同じ世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用することによって自己負担が高額になったときは、両方の自己負担額を年間（毎年8月分～翌年7月分まで）で合算し、申請により、限度額を超えた額が支払われます。

所得の低い方の軽減

介護保険施設を利用している方の食費・居住費の軽減

世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けておられる方は、施設入所・ショートステイにかかる食費・居住費について、申請により負担が軽減されます。

<食費・居住費(滞在費)の負担限度額(日額)>

段階	対象者	食費	居住費・滞在費(部屋代)
1	①生活保護等受給の方 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	300円	0~820円
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	施設入所時 390円 ショートステイ利用時 600円	370~820円
3 ①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	施設入所時 650円 ショートステイ利用時 1,000円	370~1,310円
3 ②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	施設入所時 1,360円 ショートステイ利用時 1,300円	370~1,310円

- デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護は対象外です。
- 世帯分離していても配偶者の所得が勘案されます。また、預貯金等についても勘案され、各段階に応じて定められた資産要件以下の金額であることが要件になります。

第2段階の方	650万円以下	【配偶者がいる場合】 左記の金額に対し、 一律に1,000万円を 加算した金額になります。
第3段階①の方	550万円以下	
第3段階②の方	500万円以下	
40歳~64歳(第2号被保険者)の方	1,000万円以下	

※段階の判定時には、遺族年金・障害年金といった非課税年金も勘案されます。

生計困難な方等に対する利用者負担の軽減

社会福祉法人等が提供する①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ、④特別養護老人ホーム等について、一定の要件を満たす場合、申請により、負担が軽減されます。

区役所・支所のお問い合わせ先

受付時間:平日8:45~12:00、13:00~17:15

区役所	電話番号
東灘区役所	841-4131 (代表)
灘区役所	843-7001 (代表)
中央区役所	335-7511 (代表)
兵庫区役所	511-2111 (代表)
北区役所	593-1111 (代表)
北神区役所	981-5377 (代表)
長田区役所	579-2311 (代表)
須磨区役所	731-4341 (代表)
北須磨支所	(保険料・被保険者証については) 市民課 793-1212
	(要介護認定については) 保健福祉課 793-1313
垂水区役所	708-5151 (代表)
西区役所	940-9501 (代表)

市外局番は全て「078」です。

神戸市の介護保険のホームページ
(神戸ケアネット)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/index.html>



介護保険制度についての相談・お問い合わせ先

内 容	相談・問い合わせ先	受付時間
介護保険制度について知りたい	神戸市総合コールセンター ☎078-333-3330	8:00~21:00 (年中無休)
介護保険料や保険証、減免制度について知りたい	お住まいの各区役所・北須磨支所 介護医療係 (北神区役所は市民課窓口係) ○電話番号はP19参照	平日 8:45~12:00 13:00~17:15
要介護認定を受けたいときや介護サービスを利用したい	えがおの窓口 又は あんしんすこやかセンター ○電話番号は「神戸ケアネット」をご参照いただくか、各区役所(支所)・神戸市介護保険課へお問い合わせ下さい	
要介護認定について知りたい	お住まいの各区役所(支所) 保健事業・高齢福祉担当	平日 8:45~12:00 13:00~17:15
高齢者の介護や高齢者虐待などについて、相談したい	あんしんすこやかセンター ○電話番号は「神戸ケアネット」をご参照いただくか、各区役所(支所)・神戸市介護保険課へお問い合わせ下さい	
介護事業所・施設における利用者・入所者に対する虐待について相談したい	養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話 ☎322-6774	平日 8:45~12:00 13:00~17:30
認知症について様々な相談をしたい	こうべオレンジダイヤル ☎262-1717	平日 9:00~17:00
認知症事故救済制度について相談したい	事故救済制度専用コールセンター ☎0120-259315 <small>じこきゅうさいじょうぶ</small>	年中無休 24時間対応
介護サービスの内容や質に関する相談や苦情がある	兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口) ☎332-5617	平日 8:45~17:15
	神戸市福祉局監査指導部 (居宅・通所) ☎322-6326 ㊟322-5771 (入所施設) ☎322-6242 ㊟322-5771	平日 8:45~12:00 13:00~17:30
契約トラブルについて相談したい	神戸市消費生活センター ☎371-1221	平日 8:45~17:00 (電話の受付時間)
住宅改修の施工業者の情報などについて知りたい	神戸市すまいの総合窓口 「すまいるネット」 ☎647-9900 ㊟647-9912	10:00~17:00 (水・日曜、祝日定休)
上記以外のお問い合わせ	神戸市福祉局介護保険課 ☎322-6228 ㊟322-6049	平日 8:45~12:00 13:00~17:30

市外局番は全て「078」です。

令和5年5月31日発行



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。